

奈良県国民健康保険運営協議会委員定数条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十七号

奈良県国民健康保険運営協議会委員定数条例

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第三条第五項の規定による奈良県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、十二人とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。